

戦間期における優等系製糸経営の一形態と 製糸金融市場

公文蔵人

はじめに

- 一 優等系製糸経営の諸特質と経営形態
 - 1 斎木製糸所の発展過程とその特質
 - 2 優等系製糸経営の原資金借入
 - 二 戦間期の優等系製糸経営と製糸金融
 - 1 斎木製糸株式会社の経営形態
 - 2 原資金借入と製糸金融市場
 - 3 財務状況
- おわりに

はじめに

本稿の目的は、戦間期における優等糸製糸経営⁽¹⁾の実態を製糸金融市場の展開との係わりにおいて分析し、当該期日本製糸業の発展的側面とその限界を明らかにすることにある。

日本蚕糸業は一九一〇年代を転換点として、それまでの普通糸の生産から、より高格糸の生産への移行を迫られていた⁽²⁾。その中で、日本製糸業を主導したのが郡是と片倉という大規模化した優等糸製糸経営体であったとされ、当該期製糸業の研究は、この二社を主要な対象として行われて来た⁽³⁾。しかし両社は、優等糸製糸経営としては例外的に巨大化したため、原料繭の品質の維持が困難となり、生糸品位の低下という問題に直面することとなった⁽⁴⁾。その一方では、良質で均質な繭と工女の確保を優先し、「中小規模のままあまり拡大せず、量的には発展的ではなかった」⁽⁵⁾上級糸専門の製糸経営体が多数存在したことは既に知られている⁽⁵⁾。

これら中小規模の上級糸専門の製糸経営については、原料繭の品質や購入方法・生糸販売・生産技術などが主要な考察対象とされ、その財務についても「極めて健全な経営であった」と評価されている⁽⁶⁾。しかし、そうした経営の資金的根拠である製糸金融の実態については明らかではない⁽⁷⁾。

当該期の製糸金融の特徴は、原資金前貸における売込問屋の後退と都市銀行・地方銀行の進出である。しかし、都市銀行と直接取引を開始できたのは、郡是と片倉など一部の製糸経営体に限られていた。大規模化しても小口組・山十組など信州系の製糸経営やその他多くの経営体は、売込問屋前貸金融を前提として、都市銀行や地方銀行から原資金前貸を受けていたとされている⁽⁸⁾。

このように、糸格・経営規模・製糸金融の三つの座標軸で分類した場合、中小規模の優等系製糸経営を製糸金融の側面から分析することによって、当該期における製糸経営の一形態と日本製糸業の方向性を知ることができるであろう。⁽⁹⁾

そこで本稿では、鳥取県の齋木製糸株式会社(以下、齋木製糸と略)の都市銀行地方支店・地方銀行との金融関係の実態と、それが可能となった製糸経営内部の要因を、当該期における製糸金融市場の構造との係わりにおいて分析する。同社を対象としたのは、山陰地方は産業革命期以来の優等系生産地帯であり、同社は中小規模経営としては平均的な経営規模だからである。⁽¹⁰⁾

ところで、戦間期の中小規模の普通系製糸経営は、茨城県真壁町の谷口製糸所についての分析が示しているように、地方銀行からの借入には共同出資者の保証が必要で、銀行の貸出額には大きな制限があり、原合名など売込問屋からの資金供給が重要な意味を持ち続けていた。⁽¹¹⁾ 本稿でも、齋木製糸におけるそうした個人信用の意義を明らかにするため、企業形態の変化に着目し、個人経営期と株式会社化後に時期区分をして考察する。従って、製糸経営の経営形態及び財務状況、金融市場の構造、特に製糸金融における中央市場と地方市場の関係が検討の焦点となるであろう。⁽¹²⁾ また、原資金の貸出利率が製糸経営の資本蓄積上大きな意味を持つていたことは周知のとおりである。⁽¹³⁾ 本稿では、各地方製糸金融市場及び各製糸経営体の利率格差に注目する。利率を比較検討することをとおして、その製糸経営体に対する同時代的な評価の一端とその後展開の方向性を知り得るからである。これまで殆ど独自の分析対象とされなかった中小規模の製糸経営を分析することの意義は、それらの発展の限界を明らかにすることで、巨大化した二社の発展要因をいわば裏側から確認することにもあると言えらるだろう。

なお、対象期間は一九二九年度までとした。大恐慌の影響により、優等系製糸経営であっても経営のあり方について同年度が画期となったからである。

(1) 戦間期には、生糸品位の格上げにより最優等格が基準格とされ、「優等糸」の意味が失われていたことは周知である。しかし本来、「優等糸製糸経営」という用語の含意は、優等格の生糸を生産している製糸経営ということではない。織物の経糸に使用される生糸を生産している経営と緯糸として使用される生糸を生産している経営(普通糸製糸経営)という、生産力体系の異なる経営が存在するということに着目して、製糸経営の二類型が設定されたのである(石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会 一九七二年)。そうした生産力体系の相違が戦間期にも基本的には存続していたのであれば、その限りにおいて同用語を使用することは妥当である。高村直助氏は、一九二〇年度における製糸家を糸質との関係で「上級糸専門製糸家」「上向的多様化の製糸家」「下級糸製糸家」の三つに分類されている(同「資本蓄積(1)軽工業」大石嘉一郎編『日本帝国主義史 1 第一次大戦期』東京大学出版会 一九八五年)。筆者は「上級糸専門製糸家」を「戦間期優等糸製糸経営」としたい。

(2) 「優等糸生産体制への移行」とする石井寛治氏(石井前掲書)と、「中等糸生産体制の形成」とする上山和雄氏(同「蚕糸業における中等糸生産体制の形成」高村直助編『日露戦後の日本経済』塙書房 一九八八年)がある。

(3) 主要な業績としては、花井俊介「蘭特約取引の形成と展開」(『土地制度史学』第一一八号 一九八八年)、同「大正末・昭和初期における巨大製糸経営の一断面」(『三井文庫論叢』第二四号 一九九〇年)、上山和雄「两大戦間期における都是製糸の販売政策」(国学院大学『国史学』第一四二号 一九九〇年)、松村敏「戦間期日本蚕糸業史研究」東京大学出版会 一九九二年などがある。

(4) 上山和雄「第一次大戦前における日本生糸の対米進出」(『城西経済学会誌』一九卷一号 一九八三年)。
(5) 高村前掲論文。

(6) 上山和雄「筒井製糸と四国の蚕糸業」(『市史研究よこはま』第三号 一九八九年)。

(7) 巨大製糸経営の財務及び製糸金融については、『横浜市史』第五卷上の該当部分、海野福寿「山十製糸株式会社経営」(『横浜開港資料館紀要』第一号 一九八三年)、松村前掲書で明らかにされている。

(8) 高村前掲論文、「横浜市史」第五卷上・中の該当部分。地方銀行の製糸金融については、伊藤正直「製糸・養蚕業の動揺と地方銀行群の存在形態」(『土地制度史学』第六七号 一九七五年)。

(9) 当時の日本製糸業において、経営規模の拡大と高格糸の生産が基本的には両立し難かったことは、注(4)上山前掲論文によって明らかである。だとすれば、アメリカ生糸市場の高格化を前提とした場合、経営規模を拡大せずに高格糸を確実に生産することで、経営を維持して行くことは、当該期の製糸経営にとって一つの合理的な選択肢として存在したのであり、それを製糸金融の側面から分析してみようということである。

(10) 製糸経営の経営規模と糸格については、『横浜市史』第五卷上及び補巻の各表を参照。

(11) 花井俊介「解説Ⅱ・両大戦間期の真壁製糸業―谷口家関係製糸場の経営動向を中心に―」(『真壁町史料』近現代編Ⅲ製糸業2 一九九二年)。

(12) 伊藤前掲論文では、信州地方の製糸金融の中心的金融機関であった第十九銀行と京浜金融市場との関係が考察されている。

(13) 石井前掲書。

一 優等糸製糸経営の諸特質と経営形態

1 斎木製糸所の発展過程とその特質

優等糸製糸経営の諸特質として次の諸点があげられている。まず、製糸家は系譜的には地主ないし商人であり、個人あるいは共同出資で製糸場を設立する。そのため製糸家は「資力豊か」であり、売込問屋への金融的依存は、信州系の製糸経営より相対的には低かった。原料は優良な繭を得るため、製糸家が特定品種の蚕種を製造し、養蚕農家へ配布す

るなどしていた。そして労務管理については、自社で工女を養成し、繰糸にさいして品質への注意力を持続させるため長時間労働を避け、報奨制度などの誘因を与えて、品質の向上を目指していた。⁽¹⁾

こうした特質を持つ製糸経営は、産業革命期には日本蚕糸業を主導する存在ではなかった。しかし、後の展開を先取りする形で存在していたことが、戦間期に日本蚕糸業が高格糸生産への移行を本格的に求められた際、対応できた重要な条件であった。

だが、こうした諸特質の指摘は一次史料に基づく実証結果から導き出されたものではなく、諸文献中の製糸経営に関する記述や同時代的な観察・証言に基づいて述べられるにとどまっており、優等糸製糸家達の経営行動を規定した環境要因や、地主や商人である彼らの蚕糸業への関わり方など、その実情について具体的に分析されることは殆どなかった。⁽²⁾そこで本節では、優等糸製糸経営の諸特質との関連で、齋木製糸所の発展過程を見ることにする。

第1表は、設備釜数で示した同製糸所の経営規模の拡大過程である。後述するように、創設者の齋木善三郎が輸出用糸を生産するための投資計画として「第一期計画」を策定した一八八八年度から、第一次大戦が勃発した一九一四年度までの拡大傾向は、全国的な傾向を若干下回っている。そうした傾向が極端に現れるのは、日本製糸業が好景気を甘受し急拡大した第一次大戦中から一九二〇年代初頭にかけての時期で、この間齋木製糸は経営規模に変化がない。これは、前述の上級糸専門の製糸経営の特徴と一致している。そこで同製糸所の第一次大戦前の拡大過程を、善三郎の経営行動を通してより具体的に分析しよう。

齋木善三郎(一八五〇年生)が蚕糸業と関わりを持ったのは、「僅少ノ原蚕種ヲ製造」⁽³⁾した一八八〇年からであり、一八八三年に「座繰製糸ヲ試ミタ」ことに齋木製糸所は端を発している。善三郎の年齢を考えれば、すでに何らかの生業を持っていたであろうが、それを史料的に確認することはできない。専ら官職歴を記した『齋木善三郎履歴書』による

第1表 器械製糸設備釜数の状態

年 度	斎木製糸所	全国合計	年 度	斎木製糸所	全国合計
1886	16		1908	100	162,643
1887	16		1909	100	175,509
1888	26	37,301	1910	100	183,255
1889	26		1911	100	190,779
1890	36		1912	100	200,669
1891	36		1913	100	199,652
1892	36	85,988	1914	100	197,335
1893	50	96,978	1915	100	212,328
1894	50	117,042	1916	100	235,912
1895	50	130,753	1917	100	268,356
1896	50	117,499	1918	100	278,721
1897	50	115,277	1919	100	283,027
1898	50	110,070	1920	100	289,953
1899	50	122,166	1921	100	291,959
1900	50	124,635	1922	100	282,636
1901	50	125,253	1923	119	268,981
1902	50	125,598	1924	119	259,842
1903	75	131,121	1925	119	271,664
1904	75	128,152	1926	119	288,309
1905	75	127,110	1927	123	309,612
1906	75	142,938	1928	123	326,731
1907	75	153,771	1929	123	331,403

出所) 斎木製糸所の1886~1910年度は同所「工場沿革及状況書」、1911年度以降は「全国製糸工場調査表」及び「鳥取県蚕業取締事務成績」の各年度版、全国合計は藤野他著「長期経済統計 11 繊維工業」より作成。

注) 空欄は不明。年度は生糸事業年度。

と、「族籍平民」「産地鳥取県東伯郡倉吉町大字魚町」とある。魚町は、「製造業や卸業を営み、地主として財をなした富豪商人が多かった。町年寄などの役職につき苗字を許された家柄のものも多かった」とのことであるから、斎木家もそうした「富豪商人」であったと推定できる。しかも、この魚町で苗字を許されていたのは斎木、桑田、船木甚一、船木甚次郎の四家のみであったから、倉吉ではかなり有力な商人であったと思われる。時期は下るが一八九一年には砂糖足袋卸商を営んでおり、その後同業以外にも貸地貸家業、個人金融業、有価証券投資、郵便局などを営んでいた。戦前期から現代に至るまで斎木家は常に商業活動を行って来た。斎木家は製糸業を専業としていたわけではない。

齋木製糸所も、他の製糸経営と同様に「其業ノ前途二期スル所アリ」設立されるのだが、「当時地方ニハ未ダ蚕業ト称スベキモノナク実ニ一部民家ガ自家用ノタメ之ヲナスニ過ギザリシ」といった状態であった。そこで善三郎は、「自ら桑園ヲ開拓シ養蚕ヲナスト共ニ其ノ成繭ヲ以テ木製座繰器械ニヨリ製糸ノ端ヲ啓キ(前述一八八三年の座繰開始―筆者)一面蚕種ヲ製造シ地方農家ニ養蚕ノ有利ヲ鼓吹」した。その結果、「郡内ニ飼育者増加シタルヲ以テ」、一八八六年に工場を倉吉町堺町に建設、一六人繰木製炭取器械を設置し生糸を製造した。この生糸は同所が輸出した最初の生糸であり、「該器械ノ製糸トシテハ望外ノ声価ヲ」得ることができた。

こうした中で善三郎は、同事業の将来性を確信し、一八八八年「第一期計画トシテ漸次百人繰トナサン方案ヲ定メ即チ百釜ニ対スル蒸気機関ノ据付ヲナシ従来ノ十六人繰ヲ二十六釜ニ増加シ益々糸質ノ改善ニ努メ」て行く。齋木製糸所は、輸出を目的として本格的に生産活動を開始したのである。この製品が「大ニ横浜ニ歓迎セラレタルト地方養蚕家モ漸ク発達シタルヲ以テ」一八九〇年には三六釜に増設した。その間、善三郎は殖産興業委員・倉吉町会議員・因伯繭生糸絹織物水産共進会生糸審査員などの社会的活動も行ったが、製糸業との関連では、「県下ニ製糸業ヲ始ムル者」が現れ「製糸法並器械取付ケ且ツ使用法ニ付当場(齋木製糸所―筆者)ニ其ノ伝習ヲ請ヒ」来るようになったので「場主(善三郎―筆者)ハ夫々其道ニ熟練セル者ヲ教師トシテ差向熱心ニ伝習ヲナサシメタ」ことが注目されるだろう。齋木製糸所が当時既にかんがりの実績をあげ、名声を得ていたことを物語っているのみならず、こうした情報の波及が優等糸の産地形成に大きな意味を持っていたからである。

このような経営の発展と「地方蚕業ハ大ニ発達シ蚕種製造者モ続出」するという状況の中で、一八九三年「場主半面ノ経済ニ係ル蚕種製造ハ断然之ヲ廃止スルト共ニ同年六月更ニ五十釜ニ増加シ」た。生糸の品質については、「類節中ピリ節生糸ノ強伸力ヲ損スル事多大ナルヲ以テ場主善三郎多年苦心ノ結果ピリ節除去ノ一法案出」し解決を図った。そ

れ以来、同所の生産する生糸は「日本エキストラ糸」として輸出されるようになった。齋木製糸所の生糸価格が判明するのは、渋沢商店から横浜生糸合名会社へ売り込まれた一八九六年一月一八日以降であり、八三五円(二〇〇斤当)であった。⁽⁸⁾この価格は、同日に売り込まれた器械細糸の最高価格であり、同最低価格は三州良心社の八一五円、そして信州器械太糸の最高価格は七九〇円であった。⁽⁹⁾齋木製糸所の生糸は、横浜市場で既に最高級の評価を得ていたと言えるだろう。

その後更に「地方蚕業ハ大速度ノ進歩ヲナシ原料繭潤沢トナリタルヲ以テ」、一九〇三年には七五釜に増設した。また、技術改良では「生糸水分干燥法及ビ梓角因着ハ一般当業者ノ苦心シツツアル處ニシテ場主数年來一意専心研究ノ結果明治三十七年水分乾燥装置揚返器械ヲ發明シ」た。これら一連の改良の結果、横浜市場で「成績最モ佳良」との評価を得ることとなり、一九〇八年一〇〇釜に増設し「初志ヲ果シ今や第二期計画トシテ漸次ニ二百釜ニ拡張セン目的」を持つに至ったのである。個人経営期最後の事業年度である一九一一年度の齋木製糸所初出荷糸(八月一〇日取引)が九五〇円であるのに対し、同日の信州上一番は八四〇円であった。⁽¹⁰⁾この価格差が示すように、その経営のあり方も信州系とは大きく異なっていたであろう。

以上が、齋木製糸所の創業から一九一一年度までの発展過程であるが、優等糸製糸経営の諸特質との関連において、いかなる製糸家像が見えるだろうか。まず、当時の製糸家による蚕種製造・配布はその地域の養蚕業が未発達だったことへの対応であり、繭質の問題と同時に、工場経営に必要な原料を量的に確保するためでもあった。

幕末期の鳥取県地方は自家使用目的の夏蚕を僅かに生産する程度で、「桑ハ野生又ハ山麓川邊ニ産スルモノヲ用ヒ飼育ノ法亦タ天然飼育ノ弊習ニ依リ成繭品位良ナラス多カラス」⁽¹¹⁾であった。明治初年以降、蚕業興隆の諸策がとられたが、「民心未タ受ニ傾向セス官庁下附ノ桑苗ヲ棄却スル如キ有様」であった。しかし一八八三年、士族授産のため製糸工場

が鳥取に開設され、「教師ヲ群馬県ニ招聘シ傍ラ養蚕法ヲ工女ニ教ヘ」て以後、「県下養蚕者ノ傾向一変」することとなつた。

では、善三郎が製糸業を始めた当時の鳥取県地方の製糸業はどのような状況であつたのだろうか。幕末期は「夏蚕飼育者ハ自家用ヲ目的トシテ手挽糸ヲ製シ其残余ヲ隣国但馬ノ生糸仲買人ニ売却」しており、「販売ノ目的ヲ以テ製糸ヲ為スモノモ其方法ハ同シ」であつた。これらの手挽糸は仲買人から丹後・京都へ売りさばかれていたが、「其数量多カラス品位亦下等」であつた。こうしたなかで、「明治十三年初メテ信州人金森某ナルモノ来タリテ座繰製糸法ヲ傳ヘシヨリ二三ノ有志者工場ヲ開設」したが、その生糸「品位ノ進否等ニ付テハ蓋シ変更ナキモノノ如シ」で専ら国内で消費されていた。「県下海外輸出生糸ノ嚆矢」となつたのは、前述の士族授産のため設立された座繰製糸工場で生産された生糸であつた。同場内に「製糸伝習所ヲ併設シテ県下十四郡各一名ノ工女ヲ募リ伝習ヲ為シ」たことと、同場製の生糸の輸出が「県下製糸業ノ拡張ヲ促セシ起因」となり、「爾來各地座繰製糸工場ヲ設クルモノ往々輩出」するようになった。こうした座繰製糸の展開の一方で、一八八二年以来富岡製糸場へ工女を伝習に行かせ、これら「富岡ノ卒業生」を雇用して一八八六年に器械製糸工場明進社が設立され、「県下器械糸海外輸出ノ嚆矢」となつた。

このように、鳥取県は蚕糸業については後進地域であり、製糸家自身による原料の改良と商品生産への編成が必要だつたのである。斎木製糸所の繰糸釜の増設が、地域の養蚕業の発達程度に規定されていることが引用文中からもわかるが、だからこそ、蚕種製造業者と養蚕農家が続出したので、「場主半面ノ経済ニ係ル」程に達していた蚕種製造をやめ、工場拡大へと向かうのである。⁽¹²⁾

その際、注目されるのは投資行動の計画性である。一〇〇釜を目標とした根拠は不明だが、初発に動力源を確保したことは、原料確保に応じた繰糸釜の増設を可能にした重要な要因であつた。製糸技術の改良については、善三郎自身が

その解決を考案している。その際、「ヒリ節」の問題は原料繭の性質によって生じる山陰地方独特の問題であつたのに對し、水分乾燥の問題は日本製糸業全体の問題である。経営の直面する課題が地方的問題から産業的問題へと變化したことは、斎木製糸所の経営的な成長を示している。

以上、製糸家が地域内の養蚕業の生産力と製品の市場評価に規定されながらも、自身で問題解決を図ることで生産力を拡充し、優等糸製糸家へと成長して行く姿を見ることができた。ここで明らかなのは、養蚕業が商品生産化されていなかったため、製糸家が編成する必要が生じたということである。つまり、改良や編成が必要かつ可能であつた環境要因は蚕糸業の後進性であつたと言える。⁽¹³⁾

では、このように所有者自身が経営に深く関わっていた製糸経営の職制はどのようになっていたのか。斎木製糸所では、「工場主管理ノ下ニ事務員現業員ノ二名ヲ置キ各事務ヲ分掌セシメ」、これとは別に「技術ニ堪能ナル女子三名ヲシテ断ヘス工場ヲ巡回セシメ工女ノ技術指導ノ任ニ当ラシメ」ていた。

製糸工場の経営管理に關する同時期の一出版物⁽¹⁴⁾では、百人繰程度の製糸工場の場合、工務的業務の管理を現業長、商務的業務の管理を「工場主の代理者たるべき者」である支配人が担当し、彼らの指揮下で事務員が各業務を執行するとしている。もちろんこれは理論上の組織であり、「必ずしも専任の職員を任用せずとも」職員的能力に應じ兼任が可能としている。斎木製糸所の場合、事務員と現業員の具体的な職能については不明だが、實質的経営を「支配人」に委ねるのではなく、所有者の善三郎が両者を直接掌握することで、日常的に経営に關与していたと言える。⁽¹⁵⁾

「女子三名」は教婦ないし検査工女であつたと思われる。三井経営下の富岡製糸所では、「女工中ヨリ技術拔群ニシテ且ツ品行方正多少文筆ニ素養アルモノヲ撰ンテ」⁽¹⁶⁾検査工女に任命していた。「其職務ハ各工場係員ノ下ニ在テ部下工女ヲ監督シ、又誘導スル」ことで、具体的には「繭の配布方より煮方繰糸の方法などに注意せしむ」⁽¹⁷⁾ことであつた。教婦

ないし検査工女の職能については、時期や経営体による相違も含めて今後さらに検討を要するが、優等糸製糸経営がこれらを置いたのは、繰糸量よりむしろ品位への配慮からであったと思われる。山梨県の矢嶋製糸場の場合、繰糸工程の監督のために「検査工女はおかず男子の担当と」⁽¹⁸⁾していたが、当時の製糸器械の性能では繰糸量の増大と品位の向上は基本的に両立し難く、繰糸技術が個人的技量に依存している限り、繰糸経験のない男子が監督すれば、その技術的指導の程度は低下せざるを得ないからである。そして、「工女奨励法」としては、毎月の作業成績を等級区分し賞与を与え、皆勤者には毎月別に皆勤賞金を与え、これらを郵便貯金させていた。

以上の検討から、齋木善三郎は優等糸製糸家であり、齋木製糸所は優等糸製糸経営としての諸特質を備えていたことが明らかとなった。齋木善三郎がなぜ優等糸の生産を目指したのか、その意図を直接に明らかにすることはできないが、商品生産としての蚕糸業の伝統的基盤の不在という後進性の中で、それを後発の利益に再編することで飛躍を試みたとみてよからう。では、こうした飛躍を試みた経営の製糸金融面における特質はどのようなものだろうか。節を改めて検討する。

(1) 石井前掲書。

(2) 上山前掲論文(『市史研究よこはま』)と井川克彦「愛媛県器械製糸業の発展要因―摂津製糸を中心として―」(『愛媛経済論集』第一三巻第二号 一九九四年)が四国地方について、森芳三「羽前エキストラ格製糸業の生成」御茶の水書房 一九九八年が羽前地方について考察している。

(3) 齋木製糸所『工場沿革及状況書』。以下本節での齋木製糸所に関する注釈のない引用文は同史料による。

(4) 倉吉市教育委員会『倉吉商家町並保存対策調査報告書』一九八〇年 四〇頁。『倉吉町誌』『倉吉市誌』『倉吉市史』

『新編倉吉市史』を参照。

- (5) 『日本全国商工人名録』一八九二年版。倉吉町は一八九一年一月調査。
- (6) 戦前期に発行された各種信用調査録類及び齋木善三郎『大正四年 萬覺帳』他他家所蔵各種文書・書簡類から判断した。
- (7) ビリ節が生じる原因は、山陰地方の「繭糸が強靱なため蛹襯の部分まで繰糸しそうになり人為的に繭糸を切断すること」であり、「糸歩よりことさら糸質が重視されていることがうかがわれる。」(井川克彦『第一次大戦前における日本器械製糸業の地方的展開―糸価地帯区分による全国統計・調査の加工を中心に―(その二)』愛媛大『経済学』第二八号 一九九四年)とされている。原史料は徳田実也『蚕糸業視察録』手稿。
- (8) 齋木製糸所の生糸価格は齋木製糸所『横浜毎年生糸売却代価調』。以下本節での齋木製糸所の生糸価格については同史料による。取引関係は『生糸新報』一八九六年一月一九日。
- (9) 前掲『生糸新報』。
- (10) 『横浜貿易新報』一九一一年八月一日。
- (11) 『鳥取県農事調査書』一八九四年(『明治中期産業運動資料』第十卷 所収)。以下本節での鳥取県蚕糸業に関する注釈のない引用文は同史料による。
- (12) 齋木製糸所が蚕種製造廃止後、蚕種の品種管理をどのように行っていたかは、残念ながら不明である。しかし、鳥取県は全国的に見てかなり早くから蚕種が統一されており、それが同地方製糸業の有利性となっていたことは既に知られている(注(7)井川前掲論文及び松村「大正・昭和初期における蚕品種統一政策の展開―国立蚕業試験場設立以降―」『農業経済研究』第五三巻第四号 一九八二年)。そうした環境の中では、齋木製糸のような小規模経営が、蚕種の品種管理を外部へ依存することが可能であり、またそのほうが費用上も有利であったと思われる。なお、同社が特約養蚕組合を編成し蚕種を配布するのは一九二七年度からである(齋木製糸株式会社『取締役会決議書』)。
- (13) こうした点については、井川氏が注(2)前掲論文で推論しているが、実証性に欠けるため本稿ではあえて結論づけた。

(14) 岡戸一栄『製糸工場管理法』丸山舎 一九一四年。

(15) 優等糸製糸経営の所有者は、製糸業を専業としない場合が多く、実質的経営を工場支配人に委任している傾向があったと思われるが、こうした職制などについては今後の課題としたい。

(16) 「富岡製糸所営業概要」一九〇〇年〔富岡製糸所誌〕上 一九七七年 所収。

(17) 「東国蚕業視察録」一八九六年(郡是製糸株式会社調査課『三丹蚕業郷土史』一九三三年 所収)。同史料によれば、富岡製糸所と並び優等糸製糸経営のあり方に大きな影響を与えた室山製糸場(三重県)も検査工女を配置している。

(18) 注(17)前掲史料。

2 優等糸製糸経営の原資金借入

個人経営期で残存する財務関係史料は、『明治四十四年九月 萬覺帳』のみである。しかし、同年は個人経営期最後の事業年度であり、日本蚕糸業の転換点とされる一九一〇年代の初頭でもある。齋木製糸所の到達点とその後の発展過程の特徴を知るうえで、同年を分析することは意義があると言えるだろう。

第2表は、売込問屋との金融関係を示している。八月以前は不明だが、売込問屋の原資金前貸は普通六〇―九〇日手形で行われ、書き換えられるということは既に知られており、第2表においても第5号・第6号手形は第7号・第8号手形として書き換えられている。従って、第5号・第6号手形から六〇日手形として逆算すれば、齋木製糸所は原合名から六月二日に齋木善三郎振出第1号約束手形で一万五〇〇〇円、同第2号約束手形で二〇〇〇円、合計一万七〇〇〇円の原資金を受けていたと推定できる。

次に、銀行との金融関係を示したのが第3表であるが、第2表と同様八月以前は不明である。銀行の春蘭資金の貸出は、やはり手形で行われ書き換えられて行く。金利は売込問屋より高く、かつ、早期の返済を銀行が要求するため、減

第2表 売込問屋との金融関係

号数	形態	振出日	振出人	宛	金額 (円)	期日	日歩
5	約束手形	1911年9月28日	齋木善三郎	原合名	15,000	1911年11月27日	2銭5厘
6	約束手形	1911年9月28日	齋木善三郎	原合名	2,000	1911年11月27日	2銭5厘
7	約束手形	1911年11月27日	齋木善三郎	原合名	15,000	1912年1月15日	2銭5厘
8	約束手形	1911年11月27日	齋木善三郎	原合名	724	1912年1月15日	2銭5厘
9	約束手形	1912年1月15日	齋木善三郎	原合名	15,000	1912年3月14日	2銭5厘
10	約束手形	1912年1月15日	齋木善三郎	原合名	724	1912年3月14日	2銭5厘
11	約束手形	1912年3月14日	齋木善三郎	原合名	15,000	1912年5月11日	2銭5厘
12	約束手形	1912年3月14日	齋木善三郎	原合名	724	1912年5月11日	2銭5厘

出所) 齋木善三郎「明治四十四年九月 萬覺帳」より作成。

第3表 銀行との金融関係

形態	振出日	振出人	宛	金額 (円)	期日	日歩
約束手形	1911年9月5日	齋木善三郎	第三銀行倉吉支店	37,700	1911年12月2日	2銭
約束手形	1911年12月4日	齋木善三郎	第三銀行倉吉支店	25,330	1912年3月2日	2銭
約束手形	1912年3月7日	齋木善三郎	第三銀行倉吉支店	15,100	1912年4月15日	2銭
約束手形	1912年4月15日	齋木善三郎	第三銀行倉吉支店	5,700	1912年5月31日	2銭

出所) 第2表に同じ。

注) 期日と書き換えられた手形の振出日が一致しないが、その日数分の利子が銀行に支払われており、営業日の関係によるのではないかと思われる。

額されて書き換えられることは周知である。第3表の手形書き換えも同様であるから、九〇日手形として逆算すると、六月八日に少なくとも三万七〇〇円の約束手形が振り出されていたことになる。おそらく実際には、齋木製糸所は第三銀行倉吉支店から四万円以上の原資金を借り入れていたと推定してよいであろう。

これらから、齋木製糸所の原資金借入とその返済の過程を次のように再現できる。まず、売込問屋から原資金前貸を受け、その後都市銀行地方支店からより多額の春繭資金を約束手形で借り入れる。銀行借入が後になるのは、売込問屋の原資金前貸を基準として、銀行がその製糸経営の信用程度を見極めるからである。しかし、それでも信州系の製糸経営が繭担保による融資であったのに対し、齋木製糸所は無担保約束手形であったことに注目しておく。そして返済順序は、銀行を優先しており、信州系の大規模製糸経営と同様である。

齋木製糸所と同じく優等糸製糸経営だが、既に大規模化(一一〇〇釜)していた郡是と比べるとどうであろうか。郡是の一九一一年度の原資金借入は、売込問屋の神栄生糸株式会社(以下、神栄と略)から六〇日手形で合計二八万円(六月七日から九日まで)、百二十銀行舞鶴支店から九〇日手形で合計六二万円(六月一三日から三〇日まで)であった。⁽²⁾返済はやはり百三十銀行を先にし、神栄を後にして書き換えている。このように見ると、原資金の製糸経営内部での循環についてはいずれも差はない。

次に、売込問屋による原資金前貸への依存程度について見る。正確には、春繭買入額に占める売込問屋からの原資金借入額の割合を見るべきだが、史料上の制約により不可能である。しかし、原資金は付加価値を得て最終的には生糸価格となるのだから、当該年度の生糸売上代金に占める売込問屋からの原資金借入額の割合によってある程度知り得るであろう。郡是の一九一一年四月一日から翌年三月三十一日までの生糸売上代金は一六二万九五〇二円、⁽³⁾齋木製糸所のそれは一四万四四八〇円であった。⁽⁴⁾両社の売込問屋からの原資金借入額は前述のとおりだから、依存程度は郡是が約一七%、齋木製糸所が約一一%ということになる。齋木製糸所の方が若干低いが、前述の誤差を考慮すれば有意差があるとは言えそうにない。では、製糸金融市場における経営体への信用評価を最も端的に示し、かつ、資本蓄積において大きな意味を持つとされている利率はどうであろうか(第4表)。⁽⁵⁾

まず、売込問屋前貸金融では、原合名↓齋木製糸所が神栄↓郡是より高く、横浜生糸売込問屋の前貸金協定率と同率である。売込問屋間の荷主獲得競争が激しいため、割引や払い戻しが行われていたが、手形振出日において郡是がかなり割引かれていたことを考えると、齋木製糸所は郡是より信用が低いということになる。しかし、銀行利率では齋木製糸所と郡是は同率である。また、普通糸製糸経営の代表的存在である笠原組の場合、笠原商店振出の約束手形が二銭三厘(信濃銀行)、荷為替手形が二銭四厘(第十九銀行)であった。⁽⁶⁾銀行金利は売込問屋より高率であったという製糸経営の

第4表 1911年の製糸資金貸出利率(日歩)

	齋木製糸所	郡是製糸
売 込 間 屋	2銭5厘(原)	2銭(神 栄)
銀 行	2銭 (第三)	2銭(百三十)
横浜生糸売込問屋協定率	2銭5厘	

出所) 齋木製糸所は第2表・第3表、郡是製糸は同社【借入金原帳】同年、横浜生糸売込問屋協定率は【蚕糸要鑑】1930年より作成。

一般的事情を考えれば、百三十銀行及び第三銀行の両安田系都市銀行地方支店による郡是と齋木製糸所への貸出利率は、製糸金融としてはかなり低い。前述の間屋金融の利率の相違は、両製糸経営の財務状況の相違に基づく結果というより、荷主としての出荷量ないし製品評価によるものであったと言えるだろう。

以上より、齋木製糸所はいわゆる巨大製糸経営と比較すれば、その経営規模は小規模であったが、製糸金融市場における信用は極めて高かった。明治四〇年頃から都市銀行が、一部巨大製糸経営との直接取引を開始するが、郡是が百三十銀行と取引を行ったことの意義は、売込問屋金融より低利で豊富な資金を得ること、経営規模の急拡大と問屋金融からの脱却を同時に達成し得る可能性が開けたことにあるとされている⁽⁸⁾。だとすれば、その郡是と製糸金融において同様な条件下にあった齋木製糸所もまた、その限りにおいては経営規模の急拡大と問屋金融脱却の方向性を持っていたと言えるだろう。次章ではそうした可能性を秘めた齋木製糸株式会社の発展とその限界を見る。

- (1) 山口和雄編著『日本産業金融史研究―製糸金融編―』東京大学出版会 一九六六年。以下本節での製糸金融に関する基本的事項は同書による。
- (2) 郡是製糸株式会社『借入金原帳』一九一一年度より算出。
- (3) 郡是製糸株式会社『第一六期営業報告』一九一二年四月。
- (4) 齋木製糸所『横浜毎年生糸売却代価調』より算出。
- (5) 石井前掲書。原資金前貸の金利格差が「自己資金の蓄積」にとつて大きな意味を持っていたことについては、石井寛治「明治中期における製糸経営―片倉と郡是―」(『経営史学』第三卷第一号 一九六八年)を参照。

(6) 笠原商店『明治四十四年 貸借勘定簿』より算出。ただし、これらは六月末の借入金であり、本来の原資金である六月初頭の借入金の利率は更に高かったと思われる。なお、笠原組の製糸金融については山口前掲書を参照。

(7) 石井寛治「製糸業と地方銀行の關係についての覚書」(『地方金融史研究』創刊号)。ただしその場合、直接取引といつても問屋引受為替手形であったり、地方銀行の裏書などを必要としていた。例えば三井銀行本店営業部は、小野商店の引受を条件として、林組と依田社に原資金を為替手形で貸し出している(三井銀行『明治四十四年度重要回議案』)。

(8) 注(7)石井前掲論文及び『横浜市史』第五卷上。

二 戦間期の優等糸製糸経営と製糸金融

1 齋木製糸株式会社の経営形態

齋木製糸所は一九一二年五月二日、公称資本金三万五〇〇〇円で株式会社組織変更された。⁽¹⁾個人経営であった同社の性格は、株式会社化することでどのように変化したのであるうか。同社の株主が判明するのは一九一四年以降であるが、非上場であったから株式の移動は極めて限られていたであろう。実際、一九一五年以降の同社『営業報告書』の株主欄によれば、株式の移動状況は常に数パーセント程度であり、それらは零細株主に限られている。さらに、第一回役員会(一九一二年五月二日)の重役陣と一九一四年のそれが同一であることを加味すれば、一九一四年現在で分析することで、組織変更時の様子をほぼ大過なく把握できると言えよう。

まず、持株数の分布状況を示したのが第5表である。所有株数二〇株以上の株主を、経営に参与し得る可能性を持った主要株主と見てよいだろう。これら主要株主の所有株数と社内での役職を示したのが第6表である。筆頭株主の齋木

第5表 所有株数の分布状況

所有株数	1914年6月30日	
	人数	合計株数(%)
1~9	83	151(21.5)
10~19	4	53(7.5)
20~29	5	114(16.2)
30~39	0	
40~49	3	131(18.7)
50~99	1	50(7.1)
100~199	0	
201~	1	201(28.7)
合計	97	700(100.0)

出所) 齋木製糸株式会社
 『第二期営業報告書』1914年7月より作成。

注) パーセンテージは、小数第二位切捨。

第6表 主要株主一覧

1914年6月30日		
氏名	所有株数	役職
齋木善三郎	201	常務
野谷兵蔵	50	
高塚弥之助	46	
山口嘉蔵	45	
藤本秀蔵	40	取締役
齋木幾三	28	
伊藤為次郎	25	取締役
益田傳吉	21	社長
山本市蔵	20	取締役
伊井竹蔵	20	

出所) 第5表に同じ。

善三郎は、第二位以下を大きく離しているが、齋木幾三⁽²⁾を加えても齋木一族が過半を占めているわけではない。そして善三郎は常務取締役であり、社長は第八位の益田傳吉である。同社で日常的に経営業務を行い、実質的な経営権を持っていたのは誰であろうか。

第7表は、同社『取締役会決議書』に記録されたすべての決議事項を示している。同社は役員報酬額を取締役会で決定しているが、特徴的なのは役員報酬の支払い対象者が殆ど専ら常務であったことである。⁽³⁾これは、同社の実質的な経営者が常務取締役の齋木善三郎であったことを示している。では、齋木善三郎が経営権を保持する同社は、どのような経営形態であったのだろうか。

個人経営期末期の事業年度である一九一〇年度の設備釜数・年間繭消費量・生糸生産量は、それぞれ一〇〇釜・一五〇〇石・一万斤であったが、株式会社化初期の一九一四年度はそれぞれ一〇〇釜・一四三八石・九八八五斤であった。⁽⁴⁾

経営規模に変化はなく、技術的にも特別な変化がなかったわけでもない。そして、株式会社化と同時に齋木幾三が金銭出納主任に就任している⁽⁵⁾ことから考えて、齋木製糸所当時と大きな変化はなかったと考えられる。つまり、株式会社化しても

第7表 齋木製糸株式会社の取締役会決議事項

決 定 日	決 議 事 項			
1912年5月22日	社長と常務の横浜出張	藪倉庫の塗装	固定資産の保険契約	齋木幾三の人事
1912年5月31日	原資金の借入			
1912年6月1日	株金の払いこみ			
1912年6月6日	株金の払いこみ			
1912年8月3日	株金の払いこみ			
1913年1月23日	汽缶の購入			
1913年6月2日	原資金の借入	春繭購入量		
1913年6月7日	常務報酬金額			
1914年5月28日	原資金の借入	春繭購入量		
1914年7月14日	株主総会提出議案			
1914年7月28日	常務報酬金額			
1914年8月18日	秋繭購入資金の借入	秋繭購入量		
1915年1月8日	重役個人連帯保証書差入の件			
1915年5月15日	常務報酬金額			
1915年5月16日	原資金の借入			
1915年7月15日	株主総会提出議案			
1916年5月29日	原資金の借入	春繭購入量		
1916年7月15日	株主総会提出議案	重役報酬金額		
1916年11月29日	沈繰式に改良	煮繭場建設		
1917年3月22日	乾繭機の改良	汽缶の購入	煙突の改良	貯繭倉庫建設
1917年5月29日	原資金の借入	春繭購入量		
1917年7月12日	株主総会提出議案			
1918年5月16日	原資金の借入	春繭購入量		
1918年7月15日	株主総会提出議案			
1919年5月20日	原資金の借入	春繭購入量	帝国蚕糸組合加入	
1919年6月13日	春繭資金の追加借入			
1920年5月11日	原資金の借入	春繭購入量	繰糸釜の増設の延期	
1920年8月31日	秋繭購入資金の借入	秋繭購入量		
1920年9月20日	帝国蚕糸株式会社	同株購入資金の借入		
1920年11月24日	繰業休止の実行	休止中の必要資金の借入		
1921年5月17日	原資金の借入	春繭購入量		
1921年5月25日	増資後第二回払込			
1921年11月5日	当座預金貸越契約	常務報酬金額		
1922年5月20日	原資金の借入	春繭購入量	予備工場建設	
1922年6月14日	春繭資金の追加借入			
1922年7月15日	株主総会提出議案			
1922年11月23日	元常務へ慰労金支払			

戦間期における優等糸製糸経営の一形態と製糸金融市場(公文)

決 定 日	決 議 事 項			
1923年4月30日	原資金の借入	春繭購入量	繭乾燥場建設	帯川式採用
1923年7月15日	株主総会提出議案			
1924年5月20日	原資金の借入	寄宿舎建設		
1924年7月15日	株主総会提出議案			
1925年1月20日	汽缶の購入	帯川式乾燥器購入	繭場建設	
1925年5月25日	原資金の借入	春繭購入量		
1925年7月15日	株主総会提出議案	常務報酬金額		
1925年9月25日	秋繭購入資金の借入			
1926年5月26日	原資金の借入	春繭購入量		
1926年7月15日	株主総会提出議案	繰糸工場の増築		
1926年9月27日	秋繭購入資金の借入	揚返器械増設	ワイデー式煮繭機購入	
1927年4月13日	株主総会提出議案	特約養蚕組合への蚕種配布	蚕種子約金の送付	
1927年6月8日	原資金の借入	春繭購入量		
1928年6月6日	原資金の借入	春繭購入量		
1929年4月9日	株主総会提出議案			
1929年6月1日	原資金の借入	春繭購入量	第四工場建設と建設資金の借入額	
1930年4月12日	株主総会提出議案	繭乾燥場増設	増設資金借入	汽缶の購入
1930年5月25日	原資金の借入	春繭購入量		

出所) 斎木製糸株式会社「取締役会決議書」より作成。

第8表 主要製糸会社の人員構成の状況

(1928年5月現在)

	斎木製糸	日本製糸 鳥取工場	山十製糸 米子工場	郡是製糸 綾部本工場	片倉製糸 下諏訪工場
設 備 釜 数 (釜)	123	430	650	556	458
目 的 糸 格	15中 最優170円高	21中 最優100円高	21中 最優	14中 最優170円高	14中 最優80円高
男 子 職 工 (人)	8	30	120	33	26
女 子 職 工 (人)	143	700	780	860	533
男子作業監督者 (人)	—	4	12	5	13
女子作業監督者 (人)	3	16	—	18	2
技 術 者 (人)	1	2	1	1	2

出所) 農林省蚕糸局「第十一次全国製糸工場調査表」より作成。

注) 「技術者」は「技師、現業長、工務長若ハ工務主任等専ラ技術ニ関シ作業監督者ノ上ニアリテ作業ノ指導監督ヲナス者」のこと、「作業監督者」は「検番、教婦等直接作業ノ監督ヲナス者」のこと、「職工」は「直接作業ニ従事スル者及直接作業ヲ助成スル者」のことである(同史料)。

家族経営であり、常務の善三郎が「営業ニ関スル一切ノ業務ヲ所辨⁽⁶⁾」していたのである。

では、一族の経営下にあった同社の工場の業務組織はどのようになっていたのか。第8表は、本稿対象期間中で最後の全国製糸工場調査が行われた一九二八年五月現在における、斎木製糸とその主要な各社の工場人員の状態を示している。設備釜数より工女数が多いのは煮繰分業となっていたからである。斎木製糸で、煮繭・繰糸・揚返・束装などの業務を行う工女を直接監督していたのは、三人の女子「作業監督者」であった。そしてさらに、「専ラ技術ニ関シ作業監督者ノ上ニアリテ作業ノ指導監督ヲ」していた「技術者」が一名いる。当時、善三郎は常務を退任し相談役になっており、幾三が常務として実質的な経営を担っていた。⁽⁷⁾この「技術者」がいかなる人物かは不明だが、その監督範囲が「専ラ技術ニ関シ」たことであつたのだから、一族外から技術知識を持った人物を入れたのであろう。⁽⁸⁾

このような現業組織の管理者の構成について、斎木製糸あるいは優等糸製糸経営の特質はどこにあると言えるのか。特に、「作業監督者」の設置に注目してみたい。まず、信州系の代表的存在である山十製糸の米子工場は、設備釜数では斎木製糸の五倍以上だが、作業監督者は全員男子である。山十製糸の目的糸格が戦間期にしては極めて低いことから、前章で述べたように繰糸工程における品質管理の相違によるものだと考えられる。だが、両社は織度が異なっているのその点を考慮しなくてはならない。山十製糸と同じ織度で目的糸格が一〇〇円高い日本製糸株式会社鳥取工場と比較すれば、やはり女子「作業監督者」の設置と目的糸格は関連していると言えるだろう。斎木製糸と同じ細糸と比較しても、片倉より目的糸格の高い郡是の方が、女子作業監督者がかなり多い。従つて、女子作業監督者の設置は製糸家の糸質管理への配慮であり、優等糸製糸経営の特質として考えられる。⁽⁹⁾

以上のように、斎木製糸は株式会社化後も斎木一族が日常的に経営管理を行い、工場の操業上の技術的な管理は専門技術者に行わせていた。こうした同社の場合、益田ほか重役達の経営上の役割、総じて株式会社化の意義はどこにあつ

たのだろうか。同社取締役会の決議事項を再度検討してみると、繭購入量、繭購入資金の借入、設備投資関係、役員報酬、株主総会議案、というのが取締役会の基本的な管理事項である。これらは、いずれも経営上重要な事項だが、中でも原資金の借入は製糸経営にとって必要不可欠な経営行為であり、毎年取締役会で決定されている。そこで次節では、取締役会の最も重要な管理事項だった春繭資金調達の実態を通して法人化の意義を考察する。

(1) 齋木製糸株式会社「取締役会決議書」。

(2) 齋木幾三は一八八九年齋木太三郎の四男として生まれ、一九〇一年齋木善三郎の養子となり、一九二二年七月には齋木製糸株式会社常務取締役就任した(『齋木幾三履歴書』手稿)。

(3) 第7表の役員報酬決定額で常務取締役へは五〇〇円(一九一三年)、八〇〇円(一九一四年)、八〇〇円(一九一六年)、一〇〇〇円(一九二二年)、一〇〇〇円(一九二五年)が決定されている。一九一五年五月は一四年度予定額が二五〇円に変更されている。常務以外の重役に対する役員報酬決定額は一九一六年の社長一五〇円・取締役五〇円・監査役四〇円のみである。また、一九二二年一月二三日には元常務(善三郎)に慰勞金五万円の支払いが決定されている。

(4) 『全国製糸工場調査表』各年度。

(5) 注(1)前掲史料。

(6) 『齋木製糸株式会社定款』一九一九年八月。

(7) 注(1)・(2)前掲史料。

(8) 『第十次全国製糸工場調査表』(一九二四年度)によれば、同社に「技術者」はいない。従って一九二五年度以降に「技術者」が雇用されたと考えられるが、それが具体的にどのような技術的要請への対応であったのかは不明である。しかし、当該期の日本製糸業では生糸品位の向上のため乾繭や繰糸技術において様々な改良が行われていたことは広く知られている。注(2)前掲史料によれば幾三は蚕糸学校など製糸技術に関する専門教育機関を終えたわけではないから、

そうした面を補うためであったと思われる。

(9) 全国製糸工場調査は自己申告制であるため、申告漏れや職制の相違による未申告などの可能性がある。教婦の管理上の役割については個別経営での実証が必要であり、本稿は飽くまでも外部調査に基づく結論である。しかし、当該期の那是は工女のみならず教婦も自社養成しており、繰糸工程における品質管理上極めて重要な役職であったことは明らかである(田中卓也「那是製糸株式会社の労務管理体制」社会経済史学会第六六回全国大会自由論題報告及び森前掲書)。

また、戦間期に優等糸製糸経営へ転換した片倉の場合、一九二六年以降「繰糸指導の助手として教婦制度を採用するに至った」(『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』)とのことであるから、筆者の結論の妥当性は極めて高い。

2 原資金借入と製糸金融市場

第9表は、齋木製糸の取締役会で決議された繭購入資金の借入先別の予定額と、同社『営業報告書』各期に記載された年間繭代金を示している。帳簿が残存しないので、実際の借入額は判明しない。しかし、日本銀行松江支店の調査によると、鳥取・島根県下の主な銀行(松江銀行・第百銀行鳥取支店・米子銀行・山陰実業銀行・八束銀行・安田銀行倉吉支店・山陰銀行・中国興業銀行・雲陽銀行)が貸し出していた一九二四年度春繭資金合計額二四八万円(六月二五日現在)⁽¹⁾のうち、齋木製糸へは二五万円が貸し出されており、第9表の予定額と一致している。また、齋木製糸は同年度において、春繭を「勉メテ多量ニ購入シタルモ其後比較的製造能率ノ進捗ヲ見ルニ至リシカバ幾分補充的ニ秋繭ヲ購入」⁽²⁾した。年間繭代金との差額約一万円は補充的に購入した秋繭の代金で、生糸の売却代金によって調達したと考えることができる。従って、同予定額は実額を示しているともみなしてよいであろう。

まず、株式会社化した一九二二年度は、原合名と第三銀行から原資金を借り入れており、前章で分析した一九一一年度と同様である。しかし、一九一四年度の山陰実業銀行との取引開始によってこうしたあり方は変化し、第一次大戦の

第9表 取締役会で決定された繭購入資金の借入先別予定額

(円)

機関 決定日	原合名	第三銀行	山陰実業 銀行	安田銀行	雲陽実業 銀行	奥村商店	合計	年間 繭代金
1912年5月31日	連保 15,000	担保 50,000	=	=	=	=	65,000	
1913年6月2日	15,000	50,000	—	=	=	=	65,000	74,566
1914年5月28日	15,000	50,000	12,000	=	=	=	77,000	88,759
1915年5月16日	連保 15,000	50,000	—	=	=	=	65,000	65,321
1916年5月29日	連保 13,000	60,000	[地方より	10,000]	=	=	83,000	104,226
1917年5月29日	連保 15,000	100,000	連保 30,000	=	=	—	145,000	210,566
1918年5月16日	連保 15,000	140,000	連保 70,000	=	=	—	225,000	251,476
1919年5月23日	—	140,000	連保 120,000	=	=	—	260,000	
6月13日	—	—	連保 50,000	=	=	—	50,000	
1920年5月11日	—	* a 150,000	連保 130,000	=	=	—	280,000	
1921年5月17日	—	* b 90,000	連保 30,000	=	=	—	120,000	161,146
1922年5月20日	—	150,000	150,000	=	=	—	300,000	363,917
6月14日	—	—	連保 50,000	=	=	—	50,000	
1923年4月30日	—	両行合計	360,000	=	=	—	360,000	414,069
1924年5月20日	—	=	100,000	150,000	=	—	250,000	260,337
1925年5月25日	—	=	120,000	150,000	=	—	270,000	469,058
9月25日	—	=	50,000	—	=	—	50,000	
1926年5月26日	—	=	両行合計	300,000	=	—	300,000	457,349
9月27日	—	=	=	—	50,000	—	50,000	
1927年6月8日	—	=	=	両行合計	280,000	—	280,000	454,762
1928年6月6日	—	=	=	120,000	130,000	50,000	300,000	463,804
1929年6月1日	—	=	=	3	社合計	250,000	250,000	497,838

出所) 決定日と各機関からの借入予定額・合計額は、齋木製糸株式会社「取締役会決議書」、年間繭代金は同社「営業報告書」各期より作成。

注1) 銀行は全て各行倉吉支店である。=はその機関が存在しない。—は取引関係なし。空欄は不明。

注2) 連保は「重役個人連帯保証書差入」を条件としている。1912年担保は会社建物25,000円、買入繭25,000円である。* aは内50,000円が重役連帯保証、* bは内30,000円が重役連帯保証。手形の形態は全て約束手形。

注3) 山陰実業銀行は1912年10月26日設立、1926年6月20日に雲陽銀行と合併し雲陽実業銀行となった(『山陰合同銀行史』)。第三銀行は1923年11月1日に安田銀行と合併し、第三銀行倉吉支店は安田銀行に引き継がれた(『安田銀行六十年誌』)。奥村商店は1917年創業(『横浜市史II』第一巻上)。

勃発による繭価格の高騰は更にその変化を促した。増大する繭繭資金を齋木製糸はどの様に調達したのであろうか。

大戦が勃発した一九一四年度を基点に考えれば、大戦が終結した一九一八年度の年間繭代金及び借入金は約三倍に上っている。それを借入先別に見ると原合名が一定であるのに対し、第三銀行が三倍弱、山陰実業銀行が五倍強である。

急増する繭代金を齋木製糸は、都市銀行地方支店と地方銀行から調達したのである。そして、一九一九年度には原合名から原資金借入を行わない一方で、春繭の購入が開始された六月中ばに、「大正八年度繭買入資金不足二付」⁽³⁾山陰実業銀行から追加的に資金を借り入れている。こうした事實は、同社の資金繰における地方銀行借入資金の重要性と問屋金融からの脱却を意味している。

第一次大戦中には売込問屋の原資金貸出額自体は増加したが、生糸輸出額がそれを上回る勢いで増加したため、製糸金融における比率を低下させるといふ、いわば問屋金融の相対的な後退がみられた。その内実は、郡是・片倉などが問屋金融から自立する一方、中小規模経営体は問屋金融に依存し続けたと考えられて来たが、齋木製糸の事例は、自立しつつある中小規模経営体も存在していたことと、そうした自立が都市銀行による原資金前貸の増大と地方銀行取引の開始によって可能となったことを示すものである。⁽⁴⁾

その後一九二七年度まで齋木製糸は、都市銀行と地方銀行のみから原資金を借り入れている。しかし、一九二八年度から生糸売込問屋の奥村商店から原資金前貸を受けるようになる。問屋金融から一旦自立した同社が、なぜ再度この時期に問屋金融を受けることとなったのであろうか。生糸生産調節理事会調査によると一九二七年度現在、齋木製糸の出荷先は神戸生糸株式会社と奥村商店神戸支店であった。⁽⁵⁾ 齋木幾三が戦後、孫嫁にあたる齋木佳子に戦前神戸へ生糸取引に行った体験談を聞かせたとのことであるから、神戸市場へ出荷していたことは事実である。ということは、神戸へ出荷し始めた当初、少なくとも一九二七年の時点では、流通上は売込問屋を介していても金融的には自立していたことに

なる。従って一九二八年という時機に重点を置いてその理由を判断しなくてはならないだろう。

まず、齋木製糸の一九二七年度決算は、次節に見るように極めて良好で、前年度の繰越損失金を当期利益金で消却し、更に一〇%の配当を行っている。齋木製糸の経営悪化を理由に銀行が融資を拒否したとは考えられない。また、金融市場一般は「製糸資金移動ノ最繁期間ニ入レルニ拘ハラス例年ノ如キ緊縮ヲ示サス、至極閑散平穩ニ越月⁽⁷⁾」しており、山陰地方においても「中央市場ヨリ流入スル低利ナル資金普及ノタメ遊資ハ横溢シ金利ハ低落ノ一路ヲ辿リ緩慢裡ニ越期⁽⁸⁾」した。製糸金融に關しても「六月ノ購繭資金ニモ近年無比ノ緩慢ヲ示シ⁽⁹⁾」、山陰地方でも「製糸業者ノ購繭資金等需要アリタレドモ繁忙ナリシト云フ能ハズ⁽¹⁰⁾」といった状態であった。そして、奥村商店の取引先は「粒揃いの一流製糸」であり、原資金前貸の利率は低く回収も容易であったといわれている。こうした情況証拠から判断して、製糸経営が製糸金融市場の中でより有利な条件の借入先を選択したといえるだろう。⁽¹²⁾

このように齋木製糸は、第一次大戦期以降の金融市場の膨張と神戸生糸市場の開設による問屋間競争の激化という環境の中で、原資金の借入先を横浜売込問屋・都市銀行地方支店↓横浜売込問屋・都市銀行地方支店・地方銀行↓都市銀行地方支店・地方銀行↓神戸売込問屋・都市銀行地方支店・地方銀行と選択することが可能となつて行つたのである。こうした様相は、谷口製糸所が一九二〇年代において地方銀行取引を行いつつもその借入には限界があり、原合名に依存し続けていたのとは全く異なるものである。

では、齋木製糸はこれらの資金をどのような形態で借入れ、それはいかなる製糸金融市場の構造の中で展開されたのであろうか。第9表に示した資金の借入形態は、全て約束手形であったが、一九一七年度から一九二一年度までの山陰実業銀行分は全て「重役個人連帯保証書ヲ差入ル事⁽¹⁴⁾」を条件としていた。つまり、無担保借入ではあったが、地方銀行は齋木製糸の重役陣個人を信用して貸し出していたのである。その際大きな意味を持ったのが、益田の存在であった。

第9表によれば、一九一四年度は保証書の差し入れは必要なかった。しかしその後、大戦勃発による生糸価格の暴落の中で、山陰実業銀行から斎木製糸に対し「重役個人保証書差入ノ要求」¹⁵があった。斎木製糸は取締役会を開き、「何分糸価暴落ノ為メ会社現状トシテ早速返済ノ途相立ズ故ニ今後得タル利益金ヲ以テ支払ヲナスヨリ外仕方ナシ依テ其借入金ヲ向フ五ヶ年ノ割払トナシ利益金ヲ以テ順次償還スル方針ヲ定メタ」¹⁶。しかし、これは銀行には受け入れられず結局、「益田氏方会社ノ為メ二個人トシテ其借入金返償方ヲ向フ五ヶ年ノ割払トナス事ヲ保証セラレ万一銀行方会社へ五ヶ年内ニ一時返済ヲ請求セル場合ハ益田氏個人トシテ銀行へ支払ヲナス事ノ保証ヲナサレタリ依テ各重役ハ同行へ宛連帯個人保証ヲナス事ニ決」¹⁷した。

益田傳吉（一八五六年生）は一八九三年以来、鳥取県東郷村（現東郷町）の村長を勤め、その間湿地改良事業や貯蓄奨励運動などに大きな功績があった人物で、一九一二年村長を辞任し山陰実業銀行倉吉支店の初代支店長に就任¹⁸、一九二〇年以降は同行取締役となった¹⁹。こうした担保力のある人物を経営内部に入れることで、斎木製糸は金融市場における信用を高めたのである。そして一九二三年度以降は、地方銀行借入も第三銀行と同じように個人保証は不要になった²⁰。

しかし、山陰地方の製糸経営の中でこうした信用貸を受けることができたのは、山陰製糸株式会社・郡是製糸株式会社・日本製糸株式会社・斎木製糸など「一流筋」に限定されており、「中小製糸家ニ対シテハ大部分乾繭ヲ担保トセル二ヶ月乃至三ヶ月ノ手形貸」²¹であった。さらに、日本銀行松江支店管内銀行の一九二四年度春繭資金貸出合計額二六三万円（六月二五日現在）のうち二〇五万六〇〇〇円が前述九行から「一流筋」への貸出であった²²。地方銀行による製糸金融の展開とは、有力地方銀行による有力製糸経営への原資金前貸であったと理解できる²⁴。では、こうした地方製糸金融市場は中央金融市場とのいかなる関係において展開したのであろうか。

明治末頃の中央製糸金融市場は、京浜金融市場と中京金融市場であった。製糸金融で大阪金融市場は、「京浜及中京

金融市場ニ対シコールド放出シテ間接ニ資金ノ供給ヲ為シタルニ⁽²⁵⁾過ぎなかつた。しかし、第一次大戦期の大阪金融市場は、「中国・四国・紀和方面」へ「製糸資金」を「放散」して⁽²⁶⁾おり、大正一四年前後には「京浜中京市場」へノ間接放資ハ著シク減少シ今ヤ同市場ハ直接製糸金融ニ関シ全ク独立ノ地位ヲ占メ京浜金融市場ニ次ク大市場ヲ形成シ一方ノ權威タルノ現況⁽²⁷⁾となつていた。

日本銀行大阪支店調査(一九二五年六月一八日現在)によれば、「本月々初来製糸資金トシテ地方流出五千万円見当」⁽²⁸⁾で、「就中安田銀行大阪支店ノ送金額ハ右五千万円中過半ヲ占メ」、それらは九州・四国・中国・山陰地方へ送金されて⁽²⁹⁾おり、そのうち二〇五万円が同行松江支店・米子支店・倉吉支店むけであつた。安田銀行大阪支店は「一カ為メ同行本店ヨリ千四百万円ノ送金ヲ受ケタル外一時当店(日本銀行大阪支店―筆者)ニ四百九十万円ノ融通ヲ依頼シタ」。第百銀行大阪支店は「鳥取支店ノ申込ニヨリ製糸資金トシテ六十万円ヲ送付」し、三十四銀行は「本店ノ直接貸付クルモノ(同行本店から製糸経営への貸出―筆者)ハ極メテ少ク(中略)米子、愛媛、滋賀、和歌山、徳島方面ノ地方銀行又ハ同行支店ヲ通シテ既ニ融通シタル分ハ十五日迄二百二十万円」に達して⁽³⁰⁾いた。このように大阪市中銀行は、「製糸資金トシテ直接製糸家又ハ問屋ニ直接貸出ハ稀ニシテ其多クハ地方ニ於ケル取引銀行又ハ自行支店若シクハ本店ガ製糸資金ノ融通ヲ為」して⁽³¹⁾いた。明治・愛知・名古屋銀行各大阪支店は合計一〇〇二万円を「夫々本店へ製糸資金トシテ送付シ」て⁽³²⁾おり、大阪製糸金融市場は中京製糸金融市場を抜き、京浜製糸金融市場に次ぐ中央製糸金融市場へと成長して⁽³³⁾いたのである。このよ⁽³⁴⁾うな「現象ハ関東震災後神戸港ヨリ生糸積出ヲ為スニ至リタル後モ甚シキ変化無ク本年(一九二五年―筆者)モ同様ノ状況」とのことであるから、前述二四年度には、こ⁽³⁵⁾うした製糸金融市場の構造が形成されて⁽³⁶⁾いたと考⁽³⁷⁾えて⁽³⁸⁾よい。

このように、第一次大戦期以降における西日本の各地方製糸金融市場は、大阪金融市場から「製糸資金」の供給を受

けて展開しており、中央製糸金融市場としての大阪製糸金融市場が存在していたのである。そこで、大阪製糸金融市場に支えられて地方製糸金融市場が展開したことの製糸経営に与つての意義を知るため、製糸資金の貸出利率を比較検討してみよう(第10表)。

まず、地方銀行の利率では、山陰地方は信州地方よりかなり低く売込問屋協定率以下であるが、信州地方は売込問屋協定率以上である。売込問屋間の競争により実際には協定率以下で貸し出されている場合があつたということを考えれば、信州地方は極めて高いと言わねばならない。また、戦間期には高格系生産の担い手の一群であつた組合製糸に貸し出していた前橋所在銀行の協定率と比較しても、信州地方の高さと山陰地方の低さがわかる。都市銀行では、東京系都市銀行山陰地方支店は東京系銀行地方支店の中でかなり低い利率である。山陰地方の金融市場は製糸金融市場として低利率であつたと言えるだろう。

次に、個別製糸経営で見ると、大規模優等系製糸経営体である郡是は、一九二三年には売込問屋の神栄と奥村商店から借り入れていたが、その利率は売込問屋協定率を割っている。⁽³⁰⁾郡是にとつて主要な借入先であつた三菱銀行京都支店と安田銀行舞鶴支店の利率は、東京系銀行地方支店としてはかなり低く、京浜製糸金融市場における第Ⅲ種手形の協定率と同率ないし同率以下である。当該期における郡是の工場は京都・兵庫・島根・岡山・福岡・宮崎・山形・岐阜の各府県に展開していたが、⁽³¹⁾地方銀行借入の利率は信州所在地方銀行より低い。この様に郡是は問屋・都市銀行・地方銀行いずれも殆ど差がなく、かつ、かなりの低率で原資金を調達している。その信用は製糸経営の中で最高位であつたと言える。では、信州系の大規模経営体である笠原組はどうであらうか。当該期の同社が東京に支店を設置し、原資金の調達と各地購繭所への送金を行つていたことは既に明らかとなつている。⁽³²⁾安田銀行は約束手形で、第Ⅲ種手形として扱われている。十五銀行は為替手形であり、「問屋引受」が必要であつたが、その分利率は低くなり第Ⅰ種手形の扱いを受

第10表 製糸資金貸出利率(日歩) (厘)

		1923年	1924年
都 是	京浜所在銀行製糸資金貸出協定率 第I種	26	26
	京浜所在銀行製糸資金貸出協定率 第II種	27	27
	京浜所在銀行製糸資金貸出協定率 第III種	28	28
	横浜生糸売込問屋協定率	32	32
	山陰所在地方銀行	28~29	29~30
	信州所在地方銀行	32~38	
	東京系都市銀行山陰地方支店	28~29	29~30
	東京系銀行地方支店	26.5~37	
	神	28	—
	奥	27	—
	村	28	28
笠 原	三 菱 銀 行 京 都 支 店	—	27~28
	安 田 銀 行 舞 鶴 支 店	27~28	27~29
	諸 地 方 銀 行	28	28
	安 田 銀 行 (東 京)	26.5 (為手)	26.5 (為手)
	十 五 銀 行 (東 京)	32 (為手)	32 (為手)
	六 十 九 銀 行 東 京 支 店	32	32
齋 木	信 濃 銀 行 東 京 支 店	32	32
	第 十 九 銀 行 東 京 支 店	32	32
	安 田 銀 行 岡 谷 支 店	—	29
	第 三 銀 行 倉 吉 支 店	28~29	—
前橋所在銀行製糸資金貸出協定率(担保付)	安 田 銀 行 倉 吉 支 店	—	29~30
	山 陰 実 業 銀 行 倉 吉 支 店	28~29	29~30
			29~36

出所) 京浜所在銀行製糸資金貸出協定率第I~III種は『銀行通信録』当該号、横浜売込問屋協定率は『蚕糸要鑑』1930年、山陰所在地方銀行・東京系都市銀行山陰地方支店・齋木製糸は日本銀行松江支店【松江地方春繭資金需給状況】1924年、信州所在地方銀行は日本銀行松本支店【製糸金融】1924年、東京系銀行地方支店は横浜商業会議所【製糸金融の現況】1927年、都是は同社【借入金原帳】各年、笠原組は同社【仕入台帳】『金銭出納帳』『貸借助定帳』各年より算出、前橋所在銀行製糸資金貸出協定率は竹内誠一「群馬県に於ける製糸業と其金融」(東京商科大学『開学五十年記念学生論文集』1926年)より作成。

注1) 一は取引関係なし。空欄は不明。(為手)は為替手形、(担保付)の担保品は倉庫証券・生糸及玉糸・本繭・玉繭の4種で順次高率になる。無印は約束手形。

注2) 京浜所在銀行製糸資金貸出協定参加銀行は三井・三菱・安田・正金・第一・十五・第百の七行、前橋所在銀行製糸資金貸出協定参加銀行は群馬・上毛実業・第二・足利・安田の五行である。

注3) 第I種は「製糸家振出問屋引受銀行裏書の手形」、第II種は「製糸家振出問屋又は銀行裏書の手形」、第III種は「製糸家、問屋、地方銀行振出の融通手形」である。

いて、協定に参加してはいない六十九・信濃・第十九銀行各東京支店の場合は、貸出地が東京でも前述の信州所在地方銀行の利率に相当しており、極めて高い利率である。そして、同じ安田銀行であっても岡谷支店は東京本店より僅かに高い。従って、笠原組は信州系の製糸経営の中では信用は高かったが、地方銀行取引においては高金利で、また都市銀行

取引においても「問屋引受」を必要とするなどの制約があった。

これら大規模経営体に比べ、齋木製系の金融的条件はどのように評価できるであろうか。安田銀行倉吉支店は郡是の同行舞鶴支店より若干高めであり、同行岡谷支店と同じ程度と言えるだろう。しかし、地方銀行借入は信州所在地方銀行よりかなり低い利率であり郡是と大差がない。つまり、齋木製系は都市銀行取引で郡是より若干劣るとはいえ、信州系の大規模経営体より極めて有利な金融的条件下にあったと言えるだろう。

こうした金利格差が製系金融市場における資金需給と製系経営に対する個別の信用評価の双方に規定されていることは言うまでもない。しかし、大阪金融市場から地方金融市場への貸出金利は京浜金融市場のそれと「大同小異」⁽³³⁾であり、資金調達において山陰所在地方銀行が信州所在地方銀行より特に有利であったわけではない。したがって、製系経営の側にその主要な要因を求めることができらるだろう。少なくとも齋木製系の金融市場における信用は極めて高かったと言える。しかし、地方銀行取引では、人的な媒介が必要であったことも想起せねばならない。借入形態は、大規模優等系製系経営と同じ無担保約束手形であったが、実質的な取引条件は一九二〇年代初頭まで差があった。だが、信州系の大規模製系経営と比較すれば極めて有利な金利水準であったと言えるだろう。⁽³⁴⁾では、こうした信用評価はいかなる財務状況を反映しているのか。次節で分析しよう。

(1) 日本銀行松江支店『松江地方春鹵資金需給状況』一九二四年七月七日。

(2) 齋木製系株式会社『営業報告書』一九二五年五月三十一日。

(3) 齋木製系株式会社『取締役会決議書』。

(4) 信州系の製系経営は都市銀行・地方銀行取引を拡大しつつも、それは問屋金融を前提として展開されていたとされている。従って、都市銀行借入の増大や地方銀行取引の開始のみが問屋金融脱却の要因ではない。さらに必要なのは銀行

が問屋金融を前提とせず、何故その製糸経営体を信用したかという極めて個別具体的な要因である。

(5) 生糸生産調節理事会『生糸生産調節経過要録』(附録)一九二八年。

(6) 齋木佳子氏より聞き取り(一九九四年二月一日)。

(7) 日本銀行『昭和三年六月 日本銀行調査月報』。

(8) 松江銀行『第七八期営業報告書』一九二八年六月三〇日。

(9) 雲陽実業銀行『第五期営業報告書』一九二八年六月三〇日。

(10) 山陰銀行『第一二期営業報告書』一九二八年六月三〇日。なお、注(9)前掲史料にも同様の記述がある。

(11) 『横浜市史II』第一卷(上) 六二九頁。一九二八年度における山陰所在地方銀行の貸出条件と奥村商店の貸出条件については不明である。しかし、第10表によれば奥村商店の貸出利率は、山陰所在地方銀行及び神栄より低い。その後の金融市場の全般的な金利低下傾向を考慮すれば、こうした様相は一九二八年度にも当てはまるだろう。なお、奥村商店の原資金の貸出額は二〇〇万円程度で、若林製糸・熊本製糸・日本製糸などがその主な貸出先であった。

(12) 金融恐慌による金融機関への打撃と、銀行の資金供給力について考慮しなくてはならないだろう。しかし、金融恐慌の打撃を強く受けたのは、機関銀行的性格をもった地方中小銀行であったことや、日銀特融によって金融緩慢に向かったことなどを考えると(原朗「景気循環」大石嘉一郎編『日本帝国主義史 2 世界大恐慌期』一九八七年 東京大学出版会)、筆者の結論が妥当である。少なくとも、山陰地方で製糸金融を行っていた主要な地方銀行である雲陽実業銀行・松江銀行・山陰銀行は、資金供給力が限界にあったというほどの経営の悪化は認められない(各銀行『営業報告書』当該期)。

(13) 当該期の金融構造については伊藤正直「財政・金融構造」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史 1 第一次大戦期』。ただし、齋木製糸と山陰実業銀行との取引は大戦勃発前に始まっている。取引の開始自体は両社の人的な媒介に要因があったと思われる。

- (14) 注(3)前掲史料。
- (15) 注(3)前掲史料。
- (16) 注(3)前掲史料。
- (17) 注(3)前掲史料。
- (18) 『東郷町誌』一九八七年。
- (19) 『山陰実業銀行決算』一九二〇年一月三十一日(『銀行会社要録』第五卷)、『山陰実業銀行決算』一九一九年一月三十一日(『銀行会社要録』第二卷)では、益田傳吉は重役ではないので本文のように判断した。また、同行が雲陽銀行と合併し雲陽実業銀行となった後も、益田は取締役役に就任している(雲陽実業銀行『営業報告書』各期)。
- (20) 齋木家と益田家との金融関係は明治末頃からあり、齋木家の個人金融業の資金的根拠の一つとなっていた模様であるが、製糸資金として使われていた形跡はない。なお、大正・昭和初期の『商工資産信用録』各版によれば、各人の「正味身代」は齋木幾三が三万五〇〇〇円以上五万円未満、益田傳吉が一五万円以上二〇万円未満とある。
- (21) 注(1)前掲史料。なお郡是製糸株式会社とは、同社の三成工場と今市工場のことである。
- (22) 注(1)前掲史料。
- (23) 注(1)前掲史料。
- (24) こうした関係については、伊藤前掲論文(『土地制度史学』)で、第十九銀行と信州系巨大製糸経営との関係において示されている。ただし、本稿でいう有力製糸経営とは信州系の製糸経営のように経営規模においてではなく、その経営の内容、特に次節で明らかにするような財務内容による評価である。
- (25) 農林省『製糸金融二関スル調査』一九二七年三月。
- (26) 「大阪金融市場 大正七年六月中」(『大阪銀行通信録』第二五一号 一九一八年七月)。なお、「大阪金融市場 大正五年六月中」(同前第二二七号)と「大阪金融市場 大正六年六月中」(同前第二三九号)にも同様の記述がある。

(27) 注(25)前掲史料。

(28) 日本銀行大阪支店『大阪ニ於ケル製糸資金移動概況』一九二五年六月一八日。以下本節での大阪製糸金融市場に関する注釈のない引用文は同史料による。

(29) 注(25)前掲史料によれば、「各中央金融市場ニ於ケル製糸資金供給ノ割合八年ニ依リ相違アリテ推測困難ナルモ大体京浜金融市場六割五分、(内ニ於テ東京四割五分、横浜一割ノ割合)中京金融市場一割五分及阪神金融市場二割見当ト称セラル」とある。

(30) 大正・昭和初期における那是の財務状況と原資金借入については、『横浜市史』第五巻上 二九三―八頁を参照。三菱銀行(三菱合資会社銀行部)との取引開始は一九一六年からであるが、当初は神栄引受為替手形が含まれており、那是といえども問屋金融脱却と都市銀行直接取引を同時に達成したわけではない。安田銀行と百三十銀行の合併により、百三十銀行舞鶴支店は安田銀行舞鶴支店として引き継がれた。なお、那是の資金調達とその管理については別稿を予定。

(31) 那是製糸株式会社『那是製糸株式会社六十年史』一九六〇年。なお、那是が一九二三・二四年度において取引していた地方銀行の数は、それぞれ三二行と一七行である(同社『借入金原帳』各年度)。

(32) 注(30)前掲書 二九一―二頁。なお、同書は一九三三年と一九二六年の原資金借入について分析している。

(33) 注(25)前掲史料。

(34) 金融的条件に関しては、一釜当の原資金供給額などによって示される量的な側面についても考慮する必要がある。しかし、そうした指標は同じ値であっても繭の購入価格や営業日数の相違によって、製糸経営体にとつての意味が大きく異なってくる。むしろ問題とすべきは、製糸経営の意志決定どおりの資金調達ができただかどうかである。第7表によれば、斎木製糸は繭の購入量とそれに必要な資金借入額を同時に決定し、繭価格の高騰により資金不足が生じた場合は追加借入をしている。そして、同社の経営成績が次節で見られるように極めて良好であったことを考えると、原資金の供給量が特に不足していたとは考えられない。

3 財務状況

第11表は、齋木製糸の主要勘定を示している。一九二二・一九二〇年度が史料の欠落により不明だが、問屋金融からの脱却及び都市銀行・地方銀行取引の拡大過程である一九一八年度までと、個人保証が不要になって行く一九二一年度以降については問題ない。一九一八年度までと一九二二年度以降に時期区分して分析しよう。

問屋金融からの脱却要因として、積立金の増大による「自己金融化」が郡是を事例として明らかにされている。⁽¹⁾しかし、片倉を事例とした研究では、問屋金融脱却後も「借入金依存体質」であったことが実証されている。⁽²⁾こうした研究状況をふまえ、齋木製糸についてもそうした観点から分析する。

一九二五年度までの期末は生糸事業年度末に当たる五月三十一日であり、齋木製糸の「自己金融化」の程度を知るのに極めて有効である。同社は株式会社化した直後の一九一二年八月二〇日には、株金を全額払い込み終えている。⁽³⁾資本金額は土地建物・機械器具の合計額である固定資産額に相当しており、資本金を購繭資金にあてることはできない。前述のように株式会社化の直前直後においては経営規模に変化がなかったから、新たな設備資金を得たわけではない。齋木家にとつての株式会社化の意義は、一般的に経営の危険性が高いとされる製糸所を家産から切り離しつつも、実質的な経営権を保持したことにあつたと言える。

「自己金融化」の指標である積立金は大戦好況の中で増大しているが、原合名からの借入額二万五〇〇〇円以下であり、銀行借入である支払手形⁽⁴⁾の残高にも及ばない。同社は購繭が開始される六月初頭において、購繭用の自己資金を殆ど持っていなかったと言える。「自己金融化」とは程遠い財務状況の中で問屋金融から脱却できたのである。

齋木製糸が大戦期を通じて、資金繰における問屋金融の意義を低下させて行ったことは前節で見た。次に、銀行取引拡大の財務上の意義を考えてみよう。諏訪一般の製糸経営は、大戦後半期には「利子支払による生産費膨張のため」利

益を大きく落としていた。⁽⁵⁾ 第12表は、一九一八年度の決算各科目と原資金借入額が、一九一三〜一七年度のそれぞれに對して何倍になったかを示している。各年度の各項目を縦に比較すると、一九一五年度までの利息の倍率は原資金借入額と年間蘭代金の倍率よりかなり低い。一九一六・一七年度には項目間の格差が縮小するが、利息の倍率が他の二つのそれを大きく上回っているわけではない。これは、大戦中に原資金借入額が増大したわりには、支払利子が伸びていないことを示している。そこで、経営上における実質的な利子負担を知るため、利息が各科目に對して持つ割合を示したのが第13表である。利子負担は、大戦勃発直後の一九一四年度には急上昇するが、その後一六年度まで低下する。問題の大戦後半期である一七年度は上昇している。しかし、一八年度には再び低下しており、大戦直前の一三年度以下である。第12表・第13表より、大戦中に齋木製糸の原資金借入額は増大したが、⁽⁶⁾ 実質的な利子負担は低下したと言える。

大戦中頃からの工女賃金の上昇も利益圧迫の一因であったとされている。⁽⁷⁾ 第11表では工女賃金は判明しないが、工女賃金が大部分を占めると思われる諸経費が急増している。利子負担の実質的な低下は、工女賃金の上昇による損失の急増を、一定程度吸収する役割を果たしたと言える。

以上のように、齋木製糸は個人信用力を背景として銀行取引を拡大し、利子負担の実質的低下を一因として財務の健全性を維持し、それによって更に銀行取引が可能となり、「自己金融化」⁽⁸⁾ はしていないが問屋金融が不要となったのである。

その後一九二〇年を境として、日本製糸業は下り坂に入るとされている。量的には拡大しつつも経営成績は悪化し、大恐慌以降の破綻を迎える。こうした一般的な傾向に對し、郡是と片倉や一部の中小規模優等系製糸経営は「極めて健全な経営」であったとされている。⁽⁸⁾ そこで、齋木製糸が経営体としての信用を獲得して行く過程を、財務処理のあり方をとおして分析する。

(円)

1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929
137,250	101,250	97,450	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200
	40,997	41,931	52,548	54,253	45,153	59,456	60,223	53,267	57,039
	15,224	18,640	29,735	29,935	35,065	47,045	43,192	40,181	43,418
	4,212	1,760	—	16,358	172	896	759	237	2,519
	—	—	4,285	7,507	2,154	649	—	144	1,618
	7,660	13,415	33,756	24,190	38,370	53,261	55,138	38,276	38,187
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	2,505	—	4,250	74,901	85,563	51,650	52,520
	—	—	21,053	—	—	—	—	—	—
	—	—	37,539	—	—	18,789	—	—	—
	32,577	—	—	37,211	—	—	17,713	—	—
180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
	47,000	13,000	76,387	—	44,000	174,000	135,000	105,215	130,500
	—	250	500	500	3,000	3,000	3,000	4,500	6,000
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8,759	6,781	—	—	—	—	4,500	—	—
	—	—	34,490	19,916	19,000	7,838	38,770	5,000	—
	37,228	4,707	—	87,359	1,076	—	30,620	9,896	6,148
	—	—	328	—	—	1,076	—	2,627	2,744
	274,607	205,873	293,601	289,456	249,811	366,905	391,457	311,184	329,181
	352,923	445,934	431,736	468,482	517,088	426,567	534,229	598,363	582,309
	7,660	—	33,756	24,190	38,370	53,261	55,138	38,276	38,187
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	74,901	85,563	51,650	52,520
	447,851	458,581	486,071	509,833	590,733	581,162	742,695	756,984	707,857
	161,146	363,917	414,069	260,337	469,058	457,349	454,762	463,804	497,838
	55,851	64,619	70,016	107,327	103,956	99,381	120,529	129,082	110,446
	20,405	22,579	26,108	—	—	—	—	—	—
	173,218	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	13,415	33,756	24,190	38,370	53,261	55,138	38,276
	—	—	—	—	—	4,250	74,901	85,563	51,650
	—	—	—	21,053	—	—	—	—	—
	410,623	453,874	523,610	422,474	597,204	599,951	712,075	747,088	701,710
	47	5	△45	105	1	△22	36	11	7
	5	5	—	15	—	—	10	10	6
	4,140	4,140	—	12,600	—	—	8,280	8,280	4,968
	61	97	79	100	84	42	52	65	48
△47	25	17	9	58	△1	△24	28	30	10
—	13	10	6	7	—	—	12	12	8

社「営業報告」各期より作成。

31日である。—はその科目がない。空欄は不明。△はマイナスの意味。原資金（銀行）の返済率＝（第9表

戦間期における優等糸製糸経営の一形態と製糸金融市場(公文)

第11表 齋木製糸株式会社の主要勘定と郡是製糸株式会社の経営成績

科目		年度						
		1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
資 産	未払込資本金	—	—	—	—	—	—	137,250
	土地建物	25,604	25,604	25,586	19,463	23,271	23,271	
	機械器具	10,934	11,021	11,126	9,731	14,471	14,822	
	銀行預金及現金	373	991	180	6,044	1,661	1,741	
	銀行当座勘定	—	—	—	—	—	—	
	生糸現在高	10,193	39,948	1,619	7,163	—	—	
	生糸繭現在高	—	—	—	—	25,005	48,584	
	繭現在高	—	—	—	—	—	—	
	焼失生糸	—	—	—	—	—	—	
	当期損失金	—	24,169	—	—	8,365	—	
前期損失金	—	—	23,698	—	—	6,719		
負 債	資本金	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	180,000
	支払手形	7,752	28,100	4,800	10,000	46,000	73,331	
	積立金	110	630	630	2,000	3,000	3,000	
	別途積立金	—	1,500	1,500	2,500	7,500	7,500	
	銀行当座勘定	—	—	—	—	—	—	
	他店勘定	—	—	—	—	—	—	
	当期利益金	5,025	—	36,076	9,227	—	13,054	
	前期繰越金	169	471	—	2,718	1,645	—	
資 産=負 債	51,273	105,373	79,072	62,328	94,447	134,536		
利 益	生糸売上高	84,314	55,462	140,606	141,866	207,306	291,810	
	生糸現在高	10,193	39,948	1,619	—	—	—	
	繭生糸現在高	—	—	—	—	25,005	48,584	
	繭現在高	—	—	—	—	—	—	
当期総益金	100,598	98,641	163,805	147,727	259,995	354,046		
損 失	原料繭	74,556	88,759	65,321	104,226	210,566	251,476	
	諸経費	15,714	14,517	16,636	21,539	37,572	48,817	
	利息	5,302	9,339	5,822	5,614	13,059	15,054	
	前期繰越生糸繭	—	—	—	—	—	25,005	
	前期繰越生糸	—	10,193	39,948	1,619	7,163	—	
	前期繰越繭	—	—	—	—	—	—	
焼失生糸	—	—	—	—	—	—		
当期総損金	95,573	122,180	127,729	138,500	268,360	340,992		
対払込資本純益率(%)	14	△69	103	26	△23	37		
配当率(%)	6	—	10	10	—	10		
配当金	2100	—	3,500	3,500	—	3,500		
原資金(銀行)の返済率(%)	85	55	91	84	65	66		
郡是	対払込資本純益率(%)	50	△115	352	86	11	27	299
	配当率(%)	20	—	20	32	9	10	119

出所) 齋木製糸株式会社は同社「営業報告書」各期および同社「取締役会決議書」、郡是製糸株式会社は同注) 事業年度末は、齋木製糸の1925年度までが5月31日、1926年度以降が3月31日、郡是製糸は3月の銀行借入額-支払手形) ÷ 第9表の銀行借入額×100で計算。

第12表 1918年度各項目の各年度に対する倍率

項目 \ 年度	1913	1914	1915	1916	1917
原資金借入額	3.4	2.9	3.4	2.7	1.5
年間 蒔代金	3.3	2.8	3.8	2.4	1.1
利 息	2.8	1.6	2.5	2.6	1.1

出所) 第9表・第11表より作成。

注) 倍率は小数第二位切捨。

第13表 実質的な利子負担の状態 (%)

科目 \ 年度	1913	1914	1915	1916	1917	1918
当期 総 損 金	5.5	7.6	4.5	4.0	4.8	4.4
生糸売上代金	6.2	16.8	4.1	3.9	6.2	5.1
年間 蒔代金	7.1	14.2	8.9	5.3	6.2	5.9

出所) 第11表より作成。

注) パーセンテージは小数第二位切捨。

齋木製糸は一九一九年度に増資を行った。⁽⁹⁾一九二二年度以降は払込金が増加し、実質二倍程度の資本金になった。一方、固定資産額も増資前に比べると二倍程度になっている。同社は、一九二〇年代前半に繰糸釜の増設・乾繭場の建設・新式の繭乾燥機と汽缶の購入などを行った。⁽¹⁰⁾増資によって得た自己資金は、これら設備投資に向けられたのである。払込資本金額は固定資産額に相当しており、資本金を購繭資金にあてることはできない。また、大戦中の積立金は一九二二年度末にはない。おそらく、一九二〇年の恐慌で取り崩したのではないかと思われる。その後、内部留保である銀行預金をみても、六月初頭において購繭用の自己資金を持っていたとは考えられない。一九二〇年代の齋木製糸は大戦中と同じように自己金融化の方向性を持たずに、経営体としての信用を獲得したのである。

のみならず、第三銀行との取引にも個人保証が必要であった。これは一九二〇年度決算において、三万二五七七円の次期繰越損失金(一九二二年度決算の前期損失金)が出たからである。そこで、齋木製糸は財務の立て直しのため二二年度決算の利益金処分分で、当期利益金三万七二二八円から前期損失金全額を差し引いた。⁽¹¹⁾同年度の原資金借入額が一二万円で残額四万七〇〇〇円だから、かなり未返済のままである。しかしこれは、前期損失金・当期利益金・支払手形の三

科目の金額から考えて、銀行への返済を延期することで利益金を計上し、前期の損失金を消却するための措置であったと言える。銀行は個人保証があったので、返済の延期を受け入れたのである。

二二年度は前年度の三倍近い金額の原資金を借り入れたが、追加的な原資金のみが個人保証を必要としていた。しかも、新規借入額が急増したわりには利息は殆ど増加していない。利率の低下が推測される。しかし、同年度の蘭代金は二倍以上になったが、生糸売上代金が一・三倍程度にしか伸びず、利益を圧迫されることとなった。経営環境悪化の中で斎木製糸は、銀行への返済を優先し、銀行借入残高は前年度以下の一万三〇〇〇〇円に過ぎない。大戦好況期を上回る極めて高い返済率である。これは裏を返せば、銀行が個人保証のない貸付金を早期に回収したということであるが、製糸経営がそれに応え得るだけの利益をあげていたことを意味する。銀行への返済を優先したので、利息・諸経費がほとんど増加していないにもかかわらず、当期利益金は大幅に減少したのである。

こうした、斎木製糸の財務処理のあり方をうけて、二三年度以降は個人保証が不要となり、前年度と同程度の原資金借入が可能となった。「爾高生糸安」の中で、同年度は損失を計上するが、郡是であってもこの三年間は経営成績が低下しており、そうした日本製糸業の全般的動向に規定されていることである。しかし、翌二四年度には郡是を倍近く上回る純益率をあげ、前期損失金を消却したうえで、銀行借入金を全額返済した。その後、二六年度以降の返済率は低下しているが、これは期末が三月に繰り上がったからである。五月にかけて更に返済が進むであろうから、斎木製糸の返済力が大幅に低下したわけではない。二〇年代後半の同社の経営成績は郡是と軌跡をほぼ同じくしており、決定的な差がない。

一九二〇年代の製糸経営は決して安定的な経営であったとは言えない。しかし、銀行は当該期製糸業の主導的立場に位置した郡是の経営成績に近い軌跡にあった斎木製糸の経営状態を、小規模であっても「一流筋」と認識したのである。

実際、損失続きであった信州系の製糸経営⁽¹²⁾に比べれば、「健全な経営」であったと言える。

以上より、戦間期の製糸金融市場では、自己金融化をしていない中小規模の優等糸製糸経営であっても、重役陣の個人信用と、借入金金の早期返済及び損失金の早期消却を行い財務の健全性を維持することで、問屋金融からの脱却と銀行取引の拡大が可能であったと言える。しかし、斎木製糸は自己金融化の方向を選択できなかったという限界面もある。それは、信用提供者である同族外の重役に配当金という報酬が必要だったからである。

(1) 『横浜市史』第五卷上。

(2) 松村前掲書。

(3) 斎木製糸株式会社『取締役会決議書』。

(4) 斎木製糸株式会社『営業報告書』の負債科目には、「支払手形」とは別に「原合名会社勘定」が一九一四年度まで記載されている。従って、負債科目の「支払手形」は銀行借入金と判断した。

(5) 高村前掲論文(大石嘉一郎編『日本帝国主義史 1 第一次大戦期』)。

(6) なお、生糸生産量一〇〇斤当の利息額をみると、一九一四年度が九四円、一九一七年度が六五円である(生糸生産量は『全国製糸工場調査表』各年度による)。従って、単位生産量当でも利子負担は低下している。

(7) 注(5)高村前掲論文。

(8) 高村直助「資本蓄積(2) 軽工業」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史 2 世界大恐慌期』)、上山前掲論文(『市史研究 よこほま』)。

(9) 注(3)前掲史料。

(10) 注(3)前掲史料及び第1表。

(11) 斎木製糸株式会社『営業報告書』一九二二年五月三一日。

(12) 注(8)高村前掲論文。

おわりに

蚕糸業の後進地域に設立され、所有者が日常的に経営に関与することで優等糸生産を実現した齋木製糸所の製糸金融から見た発展過程を、次のようにまとめることができる。

齋木製糸所は、売込問屋前貸金融の全盛期である第一次大戦前において、既に都市銀行地方支店と直接取引を開始しており、その取引条件は日本を代表する巨大製糸経営となる郡是と決定的な差異は無かった。郡是より小規模であっても、製糸金融市場における信用は郡是と同じ程度に高く、その限りにおいては郡是と同様に経営規模の急拡大の可能性を持っていた。しかし、株式会社化しても同社の経営形態は家族経営であり、経営規模も殆ど拡大しなかった。

むしろ株式会社化の意義は、地域における有力者を経営内部に入れ、担保力を増強することで銀行取引、特に地方銀行との取引を拡大できたことにあった。その後、齋木製糸は健全な財務によって経営体としての信用を獲得し、信州系の製糸経営より極めて有利な金融的条件下にあった。齋木製糸は小規模であっても金融市場における同時代的な評価は高かったのである。そして、こうした優等糸生産地帯における製糸金融の展開の背後には、中央製糸金融市場としての大阪製糸金融市場が存在した。中小規模の優等糸製糸経営へ原資金前貸を行う都市銀行地方支店及び有力地方銀行は、中央金融市場からの資金調達によって製糸金融へ進出した。齋木製糸の金融的好条件は、経営内部の事情を基本的要因としつつも、戦間期における製糸金融市場の拡大の中で実現したのである。

以上より、アメリカ生糸市場の高格化を前提に、品質管理が可能な範囲に経営規模を限定し、金融的にはより有利な条件の取引先を選択する、上級糸専門の中小規模製糸経営を、当該期日本製糸業の経営環境に適合した一形態として位置付けることができる。⁽¹⁾

では何故、等しく上級糸を専門的に生産することを目指しつつも、那是は巨大化し、齋木製糸は中小規模にとどまったのだろうか。金融的条件としては、内部留保の欠如とそれによる銀行からの信用の相対的な低下が考えられるだろう。齋木製糸は経営を維持するための日常的な金融条件については那是と大差なかったが、設備投資など長期的な大口の資金調達においては那是と同様ではなかったと推察できる。しかし、内部留保の少ない信州系の製糸経営でも、外部から資金を導入することが可能であり、積極的に経営規模を拡大できたことを考えると、こうした資金的根拠のみが経営規模を決定する要因だったとは言えないだろう。那是以外の上級糸専門の製糸経営に共通の特徴である小規模性が、原料と労働力の「質」を維持するためでもあったということを考えれば、むしろ、大規模化に伴い発生する管理問題こそ大きな制約要因だったと言える。⁽²⁾

齋木父子が製糸家としての経営管理業務を日常的に遂行していたことは、本稿で明らかである。しかし、齋木父子以外の齋木製糸株式会社の重役達は実質的に経営に関与せず、資本金と担保力を提供することで高率配当を獲得することに目的があり、⁽³⁾おそらく父子もそれを承知していたであろう。法人化しても、実質的な経営を担う人材を新たに得られなかったことに、経営規模拡大の限界があったのである。⁽⁴⁾

経営規模の拡大によって発生する品質維持のための管理問題こそ、優等糸製糸経営に独自にして最大の制約要因だったと言えるだろう。こうした点については、稿を改めて論ずることとする。⁽⁵⁾

(1) 斎木製糸のような経営のあり方が、「経営環境に適合した一形態」であったということと、大多数の製糸経営体において、そうした特質が見られたかどうかということは、次元の異なる問題である。特定産業の転換期において、市場環境に適合できない経営体が多数を占め、あるいは、斎木製糸のような経営形態だが各特質に程度の差がある経営体があったとしても、論理的にはなんら矛盾しない。なお、斎木製糸は一九三八年度決算(一九三九年三月三一日)の利益金処分で前期損失金二六九二円を全額消却し、差引利益金六八六五円で年率七%の配当を行い後期繰越金五六九円を計上した。しかし、その直後には「情勢ヲ鑑ミ」解散を決定、三九年度は「特約中ノ養蚕農家ノ繭ハ購入シ」たが生糸製造を行わず、繭の売却によって三九一五円の利益を計上し、四〇年三月三一日を以て解散した。その後の清算では、払込済資本金八万二八〇〇円(一株二三円)全額を払い戻し、更に清算剰余金五四〇〇円を所有株数に應じて分配している(斎木製糸株式会社清算関係資料より)。戦後、幾三が佳子に「製糸業の将来に見切りをつけた」と語ったそうだが、信州系の製糸経営とは異なる経営のあり方が、最後にも相違として現れたと言える。

(2) 当該期には、巨大製糸経営の地方工場が山陰地方にも進出し、地域内の原料繭獲得競争は激しくなっており、原料の量的な制約も経営規模の規定要因であった。購繭競争に勝ち抜くための物的基盤としての資金が必要不可欠であったことは言うまでもない。しかし、そうした資金は基本的に経営外部から得るものであり、また巨大製糸経営が購繭網を形成していたことを考えると、そうした組織の構築こそ、経営内部から見た必要不可欠の絶対的条件だったと言えるだろう。

(3) ただし第11表に示したように、高率配当といっても殆どの年度が都是の配当率より低い。しかし、問題なのは配当率の数値の高低ではなく、利益金処分において内部留保より配当金の支払を優先するという、配当性向の強さである。斎木製糸の当期利益金の金額と配当額との関係において、高率配当と言えるだろう。

(4) 石井氏は、片倉が巨大化した究極の要因として、経営内部において水平的職能の分化に応じたそれぞれの役割を担うべき人物が片倉一族から出て来たことをあげている(石井前掲論文『経営史学』)。また、松村氏は株式会社化後の片倉

の経営体制を分析して、工場管理・監督における同族の役割を重要視している(松村前掲書)。従って、家族経営だから経営規模を拡大できなかったとは言えない。むしろ重要なのは、一族内外であれ水平的・垂直的職能分化に応じた「それぞれの役割を担う人物」、特にミドルの管理者層の形成であったと言わねばならない。

(5) ただし、冒頭で述べたように郡是が糸格の低下に直面していたことを考えると、同社が品質管理において完全に成功していたとは言えない。しかし、糸格が低下したといってもそれは「上級糸」の範囲内においてである。従って、管理組織を形成することで糸格の低下を一定程度に抑えたのであり、そうした意味において研究課題に値すると言える。

(追記)

本稿の執筆にあたっては、石井寛治先生(東京大学)にご教示いただいた。厚く御礼申し上げます。
史料収集にさいしては、齋木佳子様にご協力いただいた。厚く御礼申し上げます。